

「（仮称）仙台市手話言語条例」の中間案に関する パブリックコメントを募集します

仙台市議会では、令和7年12月に議員有志による検討会議を設置し、「（仮称）仙台市手話言語条例」の制定に向けて検討を重ねてきました。

このたび、条例の中間案がまとまりましたので、市民の皆さまから広くご意見を募集いたします。

ご意見の募集期間

8月26日（水）から9月28日（月）まで（当日消印有効）

ご意見の提出方法

（１）オンライン提出（WEB）

右下の二次元コードから市議会ホームページを開き、専用フォームに①氏名（法人・団体の場合は名称と代表者名）、②住所（法人・団体の場合は所在地）、③条例中間案に対するご意見を入力してください。

（２）紙による提出（郵送・ファクス・持参）

別紙様式または任意の用紙に、①氏名（法人・団体の場合は名称と代表者名）、②住所（法人・団体の場合は所在地）、③条例中間案に対するご意見 を記載し、郵送、ファクス又は持参によりご提出ください。

- 任意の用紙による場合は、タイトル等に「（仮称）仙台市手話言語条例中間案への意見」である旨を記載してください。
- 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までにご提出ください。
- 電話等の口頭によるご意見は受け付けておりません。上記の方法による提出が難しい事情がある場合は、下記問い合わせ先へご相談ください。
- ご提出いただいた方への個別の回答は行いません。お寄せいただいたご意見の内容やそれに対する検討会議の考え方を取りまとめた上で、後日公表いたします。
- 意見提出者の氏名や住所等は公表しません。

お問い合わせ・ご意見の提出先

仙台市議会事務局調査課（仙台市役所 本庁舎7階）
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
電 話：022-214-6169
ファクス：022-261-1153

市議会公式 YouTube
チャンネルで手話による
説明動画も公開します



条例案の説明資料
意見提出用フォーム